



鳥取県公報

令和 8 年 9 月 11 日（金）
第 9 8 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（588）（中山間・地域振興課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除（589）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（5件）（590～594）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（4件）（595～598）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	県道の供用の開始（599）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 5
	採石法による採取計画の変更認可の公表（600）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・ 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定（601）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 5
	物品売払代金の収納事務の委託（602）（倉吉農業高等学校）・・・・・・・・・・ 6
◇ 選管告示	令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙活動に関する収支報告書の要旨（34）・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 15
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 16
◇ 調達公告	落札者の決定（デジタル改革課）・・・・・・・・・・ 17

告 示

鳥取県告示第588号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

令和8年鳥取県山間集落实態調査

2 調査の目的

過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況を把握し、これまでの中山間地域振興施策の成果を分析し、次期中山間地域振興施策の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の山間集落のうち、谷地の最上流に位置する集落及び当該集落に居住する世帯を対象とする。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

（1） 報告を求める事項

- ア 家族の状況及び生活の範囲
- イ 日常の食料品及び日用品の買い物
- ウ 住まいの環境及び暮らしの様子
- エ 暮らしの安心
- オ 家族の転居及びUターンの状況
- カ 山林及び農地の所有状況
- キ 地域おこし協力隊及び集落支援員
- ク 将来の見込み
- ケ 世帯数、人口その他の集落の状況等

（2） その基準となる期日

令和8年10月1日

5 報告を求める者

約2,200世帯（全世帯）

6 報告を求めるために用いる方法

- （1） 市町職員又は集落代表者が調査票を配布し、対象世帯がオンライン、郵送又は市町職員若しくは集落代表者への提出のいずれかの方法により回答する。
- （2） 市町職員が集落代表者に対して聞き取り調査を行う。

7 報告を求める期間

令和8年10月1日から同月31日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

中山間・地域振興課ホームページで公表する。

鳥取県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字西ノ脇1468の1（次の図に示す部分に限る。）、1468の5、1468の6

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第590号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年8月17日から令和9年2月26日まで
- 3 作業地域 米子市彦名町

鳥取県告示第591号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年8月18日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 鳥取市本町五丁目

鳥取県告示第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年8月18日から令和9年3月15日まで
- 3 作業地域 倉吉市関金町安歩

鳥取県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）

- 2 作業期間 令和8年9月1日から同年12月18日まで
- 3 作業地域 鳥取市秋里

鳥取県告示第594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年9月7日から同月30日まで
- 3 作業地域 境港市朝日町

鳥取県告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市的場
- 3 終了年月日 令和8年5月7日

鳥取県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町畑池
- 3 終了年月日 令和8年5月29日

鳥取県告示第597号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、湯梨浜町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業地域 東伯郡湯梨浜町
- 3 終了年月日 令和8年6月15日

鳥取県告示第598号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伯耆町長から次

のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町福居
- 3 終了年月日 令和8年6月26日

鳥取県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年9月11日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
本鹿高福線	鳥取市河原町佐貫字廣ヒ1338－3地先から同市河原町佐貫字神田755－7地先まで	令和8年9月11日

鳥取県告示第600号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月11日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
三明建設株式会社 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市長 谷825	鳥取市長谷字城ヶ谷口822外5筆（165,451平方メートル）	令和7年9月25日から 令和12年9月24日まで	掘削作業計画（火薬の使用）	無	有（年間予定使用量28,800キログラム、3,600個）	令和8年8月18日

鳥取県告示第601号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人心樹	米子市旗ヶ崎三丁目2－23	ケアサポート心樹	米子市旗ヶ崎三丁目2－23	居宅介護	令和8年9月1日

鳥取県告示第602号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	令和7年3月7日	令和8年7月29日	令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和8年8月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,410,500円
- 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	石 破 茂	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	1月13日から	第 1 回分
出納責任者氏名	谷 長 正 彦				2月20日まで	

収入			円	支出			円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費			1,641,800
自由民主党鳥取県 第一選挙区支部	政党	5,000,000		家屋費			354,811
				選挙事務所費			261,311
				集会会場費			93,500
				通信費			64,082
				交通費			263,284
				印刷費			2,095,604
				広告費			3,089,031
				文具費			660
				食糧費			973,664
その他の寄附		—		宿泊費			19,000
その他の収入		1,500,000		雑費			227,295
今回計		6,500,000		今回計			8,729,231
前回計		—		前回計			—
総計		6,500,000		総計			8,729,231

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	301,700円
	ビラの作成	532,000円

	ポスターの作成	1,261,904円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	44,403円
	政見放送のための録画等	—
	計	2,556,600円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年2月20日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,410,500円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	石 破 茂	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	3月4日から	第2回分
出納責任者氏名	谷 長 正彦				3月4日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	—
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	—
	(寄附額)	選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	48,917
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	—	雑費	—
今回計	—	今回計	48,917
前回計	6,500,000	前回計	8,729,231
総計	6,500,000	総計	8,778,148

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	301,700円
	ビラの作成	532,000円
	ポスターの作成	1,261,904円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	44,403円
	政見放送のための録画等	—

	計	2,556,600円
--	---	------------

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年3月10日	第2回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,410,500円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	石 破 茂	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	3月23日から	第3回分
出納責任者氏名	谷 長 正 彦				3月27日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	—
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	—
	(寄附額)	選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	119,488
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	—	雑費	—
今回計	—	今回計	119,488
前回計	6,500,000	前回計	8,778,148
総計	6,500,000	総計	8,897,636

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	301,700円
	ビラの作成	532,000円
	ポスターの作成	1,261,904円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	44,403円
	政見放送のための録画等	—
	計	2,556,600円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年3月27日	第3回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,410,500円

3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	塚田 成幸	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	2月1日から	第1回分
出納責任者氏名	徳沢 佳子				2月17日まで	

収入			円	支出			円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費			240,000
宮内 博子	無職	120,000		家屋費			—
徳沢 佳子	無職	120,000		選挙事務所費			—
				集会会場費			—
				通信費			—
				交通費			—
				印刷費			—
				広告費			—
				文具費			—
				食糧費			—
その他の寄附		—		休泊費			—
その他の収入		—		雑費			—
今回計			240,000	今回計			240,000
前回計			—	前回計			—
総計			240,000	総計			240,000

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	—
	ビラの作成	—
	ポスターの作成	—
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	—
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	—
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	—
	政見放送のための録画等	—
	計	—

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年2月19日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,410,500円

3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	博田 裕美	候補者届出政党 又は所属党派	国民民主党	期間	1月19日から	第1回分
出納責任者氏名	島谷 友晴				2月18日まで	

収入 円 支出 円

主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	450,800
岩田 浩岳	県議会議員	30,000	家屋費	88,300
国民民主党本部	政党	3,000,000	選挙事務所費	30,000
			集会会場費	58,300
			通信費	—
			交通費	102,852
			印刷費	1,576,500
			広告費	1,314,883
			文具費	3,873
			食糧費	256,010
その他の寄附	1 件	10,000	休泊費	274,766
その他の収入		—	雑費	48,509
今回計		3,040,000	今回計	4,116,493
前回計		—	前回計	—
総計		3,040,000	総計	4,116,493

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	203,500円
	ビラの作成	525,000円
	ポスターの作成	848,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	180,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	231,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	170,500円
	政見放送のための録画等	—
	計	2,158,000円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年2月18日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,410,500円
- 報告書の要旨

候補者氏名	豊 哲也	候補者届出政党 又は所属党派	参政党	期間	1月22日から	第1回分
出納責任者氏名	田口 朱美				2月8日まで	

収入			円	支出			円
主たる寄附				人件費			—
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費			360,483
参政党鳥取第2支部	政党	734,430		選挙事務所費			358,863
				集会会場費			1,620
武田 勝彦	会社経営	600,000		通信費			—
部谷 翔太	会社経営	30,000		交通費			—
				印刷費			591,430
				広告費			667,782
				文具費			—

その他の寄附	23 件	164,000	食糧費	—
その他の収入		—	宿泊費	—
			雑費	—
今回計		1,528,430	今回計	1,619,695
前回計		—	前回計	—
総計		1,528,430	総計	1,619,695

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	127,400円
	ビラの作成	231,000円
	ポスターの作成	222,750円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	61,379円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	10,280円
	政見放送のための録画等	—
	計	885,265円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年2月17日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,478,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	赤澤 亮正	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	1月20日から	第1回分
出納責任者氏名	秋田 導秀				2月19日まで	

収入			円	支出			円
主たる寄附				人件費			2,072,000
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費			538,059
森田 茂樹	会社員	1,500,000		選挙事務所費			537,399
自由民主党鳥取県	政党	3,500,000		集会会場費			660
第2選挙区支部				通信費			84,550
				交通費			810,830
				印刷費			2,136,350
				広告費			380,956
				文具費			102,702
				食糧費			724,134
その他の寄附		—		宿泊費			97,200
その他の収入		1,000,000		雑費			883,792
今回計		6,000,000		今回計			7,830,573
前回計		—		前回計			—
総計		6,000,000		総計			7,830,573

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	301,700円
	ビラの作成	532,000円
	ポスターの作成	784,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	132,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	6,600円
	政見放送のための録画等	—
	計	1,988,756円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年2月20日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,478,800円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	福住 英行	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	1月27日から	第1回分
出納責任者氏名	森下 克彦				2月8日まで	

収入			円	支出			円
主たる寄附				人件費			—
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費			—
日本共産党	政党	722,192		選挙事務所費			—
鳥取県西部地区委 員会				集合会場費			—
				通信費			27,126
				交通費			—
				印刷費			616,420
				広告費			33,000
				文具費			—
				食糧費			45,646
その他の寄附			—	宿泊費			—
その他の収入			—	雑費			—
今回計			722,192	今回計			722,192
前回計			—	前回計			—
総計			722,192	総計			722,192

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	—
	ビラの作成	—
	ポスターの作成	—
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	—

	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	—
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	—
	政見放送のための録画等	—
	計	—

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年2月20日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,478,800円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	湯 原 俊 二	候補者届出政党 又は所属党派	中道改革連合	期間	1月15日から	第1回分
出納責任者氏名	湯 原 清 志				2月17日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	1,573,400
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	176,500
中道改革連合鳥取	政党	選挙事務所費	80,000
県第2区総支部	80,000	集合会場費	96,500
		通信費	657,800
		交通費	27,999
		印刷費	1,839,900
		広告費	456,193
		文具費	53,788
		食糧費	290,499
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	4,050,000	雑費	439,795
今回計	4,130,000	今回計	5,515,874
前回計	—	前回計	—
総計	4,130,000	総計	5,515,874

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	301,700円
	ビラの作成	532,000円
	ポスターの作成	1,006,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	39,600円
	政見放送のための録画等	—
	計	2,296,093円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年2月19日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,478,800円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	湯 原 俊 二	候補者届出政党 又は所属党派	中道改革連合	期 間	3月5日から	第2回分
出納責任者氏名	湯 原 清 志				3月5日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	—
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	—
	(寄附額)	選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	550,000
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	—	雑費	440
今回計	—	今回計	550,440
前回計	4,130,000	前回計	5,515,874
総計	4,130,000	総計	6,066,314

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	301,700円
	ビラの作成	532,000円
	ポスターの作成	1,006,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	39,600円
	政見放送のための録画等	—
	計	2,296,093円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和8年3月6日	第2回報告分
-----------------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,478,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	湯原 俊二	候補者届出政党 又は所属党派	中道改革連合	期間	4月7日から	第3回分
出納責任者氏名	湯原 清志				4月7日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	—
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	—
	(寄附額)	選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	362,050
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	83,000	雑費	—
今回計	83,000	今回計	362,050
前回計	4,130,000	前回計	6,066,314
総計	4,213,000	総計	6,428,364

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	301,700円
	ビラの作成	532,000円
	ポスターの作成	1,006,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	39,600円
	政見放送のための録画等	—
	計	2,296,093円

報告書受理年月日	令和8年4月13日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年9月11日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
経験者講習		令和8年10月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年9月11日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年10月3日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ-射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和8年10月11日 午前9時から午前 11時15分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和8年10月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和8年10月26日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年10月13日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和8年10月20日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年10月27日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 令和8年度鳥取県庁内LANネットワーク分離用通信機器賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和8年8月5日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |

-
- | | |
|------------------------|--|
| 5 落札金額 | 50,325,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和8年6月26日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
鳥取市東町一丁目220 |